

令和元年9月26日

「まずは2日で驚くほど簡単に10万円稼いでいただきます」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

平成31年3月以降、「まずは2日で驚くほど簡単に10万円稼いでいただきます」などとうたい、多額の金銭を消費者に支払わせる事業者に関する相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、「株式会社アシストライン」（以下「アシストライン」といいます。）との取引において、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（虚偽・誇大な広告・表示、不実告知及び断定的判断の提供）を確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生及び拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

1. 事業者の概要（注1）

名称	株式会社アシストライン（法人番号 9012701014681）（注2）
所在地	東京都西東京市南町三丁目1番6号レジデンスー直1階
代表者	川嶋 大輔

（注1）商業登記されている内容です。

（注2）同名又は類似名の事業者と間違えないようご注意ください。

2. 具体的な事例の概要

アシストラインが消費者に多額の金銭を支払わせる手口は次のとおりです。

(1) アシストラインは、インターネットやSNS¹上の広告により、消費者を自社ウェブサイトへ誘い込みます。

アシストラインは、インターネットやSNS上の広告に

「短期間で楽にガッツリ稼げるお仕事ご紹介しちゃいます」

などと記載し、同社が運営するウェブサイト（以下「本件ウェブサイト」といいます。）に消費者を誘い込みます。

(2) アシストラインは、消費者に、まずは比較的安価な初期費用を支払わせます。

ア アシストラインは、本件ウェブサイトにおいて、

「たった数分のお時間で稼ぎ出した320万円手に出来る具体的な方法を特別公開させていただきます。M's Navigation～史上最強の在宅型ビジネス～」

「まずは2日で驚くほど簡単に10万円稼いでいただきます。」

「やっていただく事はただ1つです。とっても簡単 誰でも出来る パソコンかスマホを使ってメールの転送をしてもらうだけ！」

¹ ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービス。

「再現性 99.8% 期間限定 通常販売価格~~¥59,800~~ ¥19,800」

「今まで様々なネットビジネスを経験したが、まだ結果を出せていない方でも、今回確実に利益を生む結果を届けることができることをお約束させていただきます。」などと、メールを転送するだけで誰でも簡単に短期間で大金を稼ぐことができるとうたう「M's Navigation」と称するビジネス（以下「本件ビジネス」といいます。）について繰り返し記載し、本件ビジネスへ消費者を誘い込みます。

イ 前記アの表示を見て、本件ビジネスに興味を持った消費者は、副業として始めてみようなどと考え、本件ウェブサイト上の申込画面から本件ビジネスに申し込みます。

本件ウェブサイトには、「よくある質問 Q&A」として、

「Q. 初期費用（年会費や維持費）はありますか？」

A. 年会費や毎月の維持費など一切ありません。無駄なお金が今後かかるなどございませんので、ご安心してはじめて下さい。」

と記載されているため、消費者は、申込時に支払う初期費用以外に追加費用は発生しないと思い、安心して本件ビジネスに申し込みます。

(3) アシストラインは、消費者に、更に高額な金銭の支払を求めます。

本件ビジネスに申し込んだ消費者には、いわゆる情報商材²である本件ビジネスのマニュアル（以下「本件マニュアル」といいます。）をダウンロードするための URL がメール等で提供されます。

本件マニュアルでは、

「誰でも稼げる《究極のシステム》」

「一つ確実なお約束をします!! M's Navigation は確実に稼がせます!!」

「このビジネスを初めて稼げなかった人は一人もいません!!」

などと、本件ビジネスは確実に稼げるものであることが繰り返し強調され、消費者の期待を高めます。

また、本件マニュアルにおいて、本件ビジネスが、インターネット上で安価に販売されている売れ筋の商品を見つけ、購入はせずに国内の大手通販サイトに利益を乗せて出品し、大手通販サイトで売れてから商品を仕入れて販売するという「無在庫販売」であることが明かされます。

しかしながら、これ以外に、本件ビジネスで大金を稼ぐための具体的なノウハウは記載されておらず、無在庫販売で効果的に稼ぐためには「Resale Navi」と称するツール（以下「本件ツール」といいます。）が必要であるとして、本件マニュアルにおいて本件ツールの購入を勧めます。

本件ツールについては、利用できるとするサービスやサポートの種類や期間に応じて、「無料コース ¥0-」、「ブロンズコース ¥100,000-」、「シルバーコース ¥250,000-」、「ゴールドコース ¥500,000-」、「プラチナコース ¥800,000-」、「ダイヤモンドコース ¥1,300,000-」の各コースが提供されていますが、無料コースを除くいずれのコースも、消費者が支払った初期費用と比べて著しく高額となっています。

² ここでいう「情報商材」とは、誰でも簡単に大金を稼ぐことができるという情報が掲載されているマニュアルをいいますが、そのようなマニュアルには、簡単に大金を稼ぐことができる具体的な情報は何ら記載されておらず、更に高額な金銭を支払わせるための呼び水となっているものがみられます。

また、無料コース以外の各コースについては、各コースに応じたサポートの期間や売上予想金額などが記載されており、例えば、プラチナコースであれば「試用期間8ヵ月」、「売上予想 ¥35,700,000-」と記載されています。

消費者は、本件マニュアルの「M's Navigationは確実に稼がせます!!」などの記載やサポートの期間、売上予想金額の記載などを見て、本件ツールの有料コースに加入すればサポート期間内に売上予想金額を稼ぐことができると信じ、いずれかの有料コースに申し込み、高額な金銭を支払ってしまいます。

(4) 消費者は、高額な金銭を支払っても、結局、本件ビジネスで利益を上げることはできません。

本件ツールの有料コースに加入した消費者には、アシストラインから、転売すると利益が上がりやすいとする商品が紹介されることになっていますが、実際には、消費者が紹介された商品を出品してもほとんど売れることはなく、また、仮に商品が売れても得られる利益は僅かであり、本件ビジネスは、誰でも簡単に大金を稼ぐことができるといえるものではありません。

3. 消費者庁が確認した事実

- (1) アシストラインは、本件ウェブサイトにおいて、本件ビジネスについて、「たった数分のお時間で稼ぎ出した 320 万円手に出来る具体的な方法を特別公開させていただきます。M's Navigation～史上最強の在宅型ビジネス～」、「まずは2日で驚くほど簡単に10万円稼いでいただきます。」、「再現性 99.8%」、「やっていただく事はただ1つです。とっても簡単 誰でも出来る パソコンかスマホを使ってメールの転送をしてもらうだけ!」などと記載することにより、あたかも、メールの転送をするだけで、誰でも簡単に短期間で大金を稼ぐことができるかのように表示していました。

しかしながら、実際には、本件ビジネスは、メールの転送をするのではなく、前記2.

- (3)のとおり、国内の大手通販サイトにおいて無在庫販売をするというものであり、また、誰もが短期間で簡単に大金を稼ぐことができたとする実績は確認できず、むしろ、アシストラインには、稼げないという消費者からの返金申出やクレームが多数届いています。(虚偽・誇大な広告・表示及び不実告知)

- (2) また、アシストラインは、本件マニュアルにおいて、本件ツールの各コースごとにサポートの期間と売上予想金額を記載することにより、あたかも、本件ツールのいずれかのコースに加入すれば、サポート期間内に売上予想金額とされた額を稼ぐことができるかのように表示していました。

しかしながら、本件ツールを使用して本件マニュアルに記載されたサポート期間内に売上予想金額を稼いだ消費者は確認できませんでした。(虚偽・誇大な広告・表示)

- (3) さらに、本件ビジネスで稼げるかどうかは、国内の大手通販サイトでの商品の売行き次第であって不確実であるにもかかわらず、アシストラインは、消費者に対し、本件マニュアルにおいて、「一つ確実なお約束をします!! M's Navigationは確実に稼がせます!!」、「このビジネスを初めて稼げなかった人は一人もいません!!」などと記載することにより、消費者が本件ビジネスで確実に稼げるとの断定的判断を提供していました。

(断定的判断の提供)

- (4) アシストラインは、令和元年8月2日付けで解散公告をしていますが、アシストライン以外にも、誰でも簡単に稼げるかのような表現を用いて情報商材等の購入を勧誘

する事業者に関する消費者からの相談が数多く寄せられているため、今後、別の事業者が本件と同様の手口で消費者被害を引き起こす蓋然性は高いと考えられます。

4. 消費者庁から皆様へのアドバイス

- インターネット上には、具体的な方法を示さずに、パソコンやスマートフォンを用いて簡単に大金を稼ぐことができるなどとうたい、比較的安価な情報商材等を消費者に購入させた後、更に著しく高額な金銭を支払わせようとする悪質な事業者が数多く存在します。

過去にも、下表の事案など、本件と同様の被害が多発していることからすれば、パソコンやスマートフォンを用いて誰でも簡単に大金を稼ぐことができるなどとうたう広告の信ぴょう性は極めて低いと考えるべきです。

本件や下表の事案のように、簡単に大金を稼ぐことができるなどとうたう広告や宣伝には安易に誘引されないようにし、冷静になって広告や宣伝の内容を吟味しましょう。

【本件に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名	URL
消費者庁	「ゲーム感覚で毎日3万円稼げる」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（令和元年5月17日公表）	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2019/pdf/release_2019_190517_0001.pdf
消費者庁	「月収1万円 ▶ 月収180万円!」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成31年4月24日公表）	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2019/pdf/release_2019_190424_0001.pdf
独立行政法人国民生活センター	「商品を SNS で宣伝すると報酬がもらえる」という多額の商品を購入させる儲け話にご注意！（平成31年4月11日公表）	http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20190411_1.pdf
消費者庁	「在宅スマホ副業で7日で20万円稼げる人続出中!」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成31年2月13日公表）	https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2018/pdf/release_2018_190213_0001.pdf

- 取引に関して不審な点があった場合は、契約をしたりお金を支払ったりする前に、各地の消費生活センター等や警察に相談しましょう。
消費生活センター等では、消費者から相談を受け、トラブル解決のための助言や必要に応じてあっせんを無料で行っています。

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等をご案内します。）

電話番号 **188（いやや!）**

- ◆ 警察相談専用電話

電話番号 **#9110**

※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先
消費者庁消費者政策課財産被害対策室
電話 03-3507-9187

「まずは2日で驚くほど簡単に10万円稼いでいただきます」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起

SNS上の広告から、自社ウェブサイトへ誘導します。



ウェブサイトの表示内容

史上最強の在宅型ビジネス
まずは2日で驚くほど簡単に10万円稼いでいただきます。
とっても簡単 誰でも出来る メールでの転送だけ



初期費用を支払い、情報商材を購入するよう促します。



情報商材の記載内容

誰でも稼げる《究極のシステム》
稼げなかった人は一人もいません!!



と記載の上で
有料コースを契約すれば更に利益が得られるかのような説明が記載されています。
(例：「プラチナコース 80万円 売上予想 3570万円」)



実際には、有料コースの契約をしても簡単に大金を稼げるものではありませんでした。

少しでも「おかしいな」と思ったら、消費者ホットライン(188)や警察相談専用電話(#9110)にお電話を!